

【橋本市農業委員・農地利用最適化推進委員 募集要項】

橋本市農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、農業委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を募集いたします。

1 主な活動内容、定数

	農地利用最適化推進委員	
主な活動内容	担当地区において農地等利用の最適化の推進を行う。 1 農業委員会 of 総会へ出席 2 総会における担当地区内の状況等の報告及び意見具申並びにこれらに関する現地調査 3 農地利用の最適化の推進に関する指針の策定 ①担い手への農地利用の集積・集約化 ②遊休農地の発生防止・解消 ③新規参入の促進 4 農地利用状況調査（農地パトロール）及び農地利用意向調査 5 地域計画策定に係る目標地図の作成	
	毎月、10日頃総会を開催	
定数	全体で14名	今回の募集 山田地区 1名

2 任 期 委員、推進委員とも：令和8年9月（予定）

から令和9年7月（11ヶ月間）

3 身 分 橋本市の特別職の非常勤職員

4 報 酬 推進委員 年額200,000円

※今回の公募では、11ヶ月の任期とするため月割りで報酬を決定します。

5 募集方法

募集方法	使用する様式	
	委員	推進委員
①個人による推薦 ※	【別紙 1】	【別紙 4】
②団体・法人による推薦	【別紙 2】	【別紙 5】
③個人による応募	【別紙 3】	【別紙 6】

6 推進委員資格

(1) 推進委員の候補になれる者

- ①市内に居住の者、又は、市内に勤務もしくは本市農業に関する識見を有する者
- ②農地等の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関して、その職務を適切に行うことができる者

(2) 推進委員の候補者になれない者

- ①破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③地方公務員（一般の職員に限る）又は国家公務員
- ④暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- ⑤市税等を滞納している者

7 募集期間及び提出方法

- (1) 推薦・応募書類・関係用紙は、農業委員会事務局に備え付けています。
なお、ホームページからもダウンロードできます。

【橋本市ホームページ】 <http://www.city.hashimoto.lg.jp/>

- (2) 募集期間 ・ 7月15日（水）から年8月14日（金）まで
（土、日曜及び祝日を除く）

午前8時30分～午後5時15分

- (3) 提出方法 ・ 推薦、応募用紙は、募集期間内に直接持参いただくか、
郵送してください。（8月14日必着）

提出先： 〒648-8585 橋本市東家一丁目1番1号

橋本市農業委員会事務局（市本庁舎2階）

【電話】0736-33-1503（直通）

- (4) 提出書類 ①推薦書又は応募用紙
②推薦を受ける方又は応募する方の住民票
(発行3か月以内)
③団体又は法人による推薦の場合は、会則や規約などの
組織の設置、目的が記載されているもの
④承諾書

8 選考方法

提出いただいた書類の審査及び評価によって候補者を決定した後、推進委員は農業委員会が委嘱します。

9 候補者選考結果

令和8年8月下旬に推薦・応募した方に書面にて通知いたします。

10 応募状況の公表

募集期間の中間と終了後の2回、ホームページにて下記に関する事項を公表いたします。なお、この公表は、農業委員会等に関する法律第9条第2項及び第19条第2項の規定に基づき行うものです。

【公表する事項】

- ①推薦をする者（個人）については、「氏名」、「職業」、「年齢」及び「性別」
- ②推薦をする者（個人又は法人）については、「名称」、「目的」、代表者又は管理人の氏名」、「構成員の数」及び「構成員たる資格」
- ③推薦を受ける者又は応募する者については、「氏名」、「職業」、「年齢」、「性別」、「経歴」及び「農業経営の状況」
- ④推薦又は応募の理由
- ⑤推薦を受ける者又は応募する者の担当区域
- ⑥推薦を受ける者又は応募する者が、委員に推薦されている又は応募しているか否か
- ⑦推薦を受けた者及び応募した者の数

【提出先】

〒648-8585

橋本市東家一丁目1番1号 橋本市農業委員会事務局（市本庁舎2階）

【電話】0736-33-1503（直通） 【FAX】0736-33-2175